

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和５９年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和６０年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法を採用しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 ８年～５０年

工作物 ６年～７５年

物品 ２年～１７年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち吉野川市へ按分される額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもの。ただし、一般会計等においては、吉野川市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

(9) 消費税等の会計処理

水道事業会計、下水道事業会計を除いて税込み方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更等

(令和6年4月1日)

災害対策をはじめ、有事における本市の危機管理の中核としてこれまで以上にリーダーシップを発揮するために、防災局を危機管理局に、防災対策課を危機管理課に改めました。

こどもまんなか政策の体制強化のために、健康福祉部にこども未来局を新設し、同局下にこども未来課、こども家庭センター、鴨島東こども園及び高越こども園を設置しました。

また、管財システム課の業務を電算システム系部門と財産管理系部門に分け、DX推進のために電算システム系部門をデジタル推進課に、市有財産管理を含めた総合的な財務管理の推進のために財産管理系部門を財政課に統合して財務課に改めました。令和5年6月5日提出議第34号「中央広域環境施設組合からの脱退について」(令和5年6月26日議決)により、令和7年7月31日をもって中央広域環境施設組合から脱退することが決定しました。

4 偶発債務

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当 金 計上額	貸借対照表 未計上額	
一部事務組合等	— 千円	— 千円	24,696 千円	24,696 千円
設立法人等	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
計	— 千円	— 千円	5,801,866 千円	5,801,866 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %
全体会計	下水道事業会計	地方公営企業会計	全部	100 %

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において財産収入と措置されている公共資産

イ 内訳

土地 538 千円

物品 215 千円

⑤ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一般会計

一時借入金の限度額 3,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 1,000 千円

国民健康保険特別会計

一時借入金の限度額 300,000 千円

一時借入金に係る利子額 1 千円

介護保険特別会計

一時借入金の限度額 300,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円